

●
●
●
●
●
●
●
●
●
●
●
●

暴力の被害者を支援する

相談員のためのハンドブック

～二次的被害のない相談をめざして～

はじめに

『女性に対する暴力』。その問題がようやく、公の場で語られるようになってきました。メディアでも頻繁に取り上げられるようになるにつれ、各地の女性センター相談室や福祉事務所、婦人相談所、民間女性シェルターなどには、多くの女性たちから切実な相談があふれるように寄せられています。同様に、保健所、医療機関、学校、福祉関連機関など、さまざまなヒューマンサービスに携わる現場でも、この問題に直面している担当者は多いと思われます。

しかし、現状では未だ暴力に関する知識や経験が十分に蓄積されている相談機関が少ない上、組織全体で相談窓口を支えていく体制が必ずしも整っているとはいえません。そのために、多くの相談員が日々迷い、戸惑いながら相談にあたっているというのが実状ではないでしょうか。

アジア女性基金が『男女共同参画社会基本法』の成立を受けて、平成10年、11年とおこなった援助者に対するアンケート調査にも、現場からの切実な声が寄せられています。

暴力にさらされている当事者に対し、よりよい援助をおこなっていくためには、援助者が直面している問題にも目をむけ、それを解決、改善していく必要があります。そこで、アジア女性基金では、暴力の相談にあたっている方々が、自分の力を信じ、お互いの力を分かち合えることを願って、『相談員のためのハンドブック』を作成しました。

相談者の声から学ぶことと、相談員自身の言葉で語ることを重視したこのハンドブックが、それぞれの場で、新たな第一歩を踏み出そうとしている相談員の方々のお役に立つことを願っています。

この『相談員のためのハンドブック』作成にあたっては、女性への暴力や虐待の問題に取り組んでいる「ともに歩む会」に全面的なご協力をいただきました。

また、暴力の被害を受けた女性や弁護士などの方々からも多数のご助言をいただきました。ここに厚くお礼申し上げます。



目次

【序章】相談の現状と、その改善のために	4
【第1章】「相談」を支える6つの視点	5
【第2章】相談員を支える組織のバックアップ	16
【第3章】「相談」を支える社会全体のサポート	22
【第4章】もっと深く学びたい人へ	26
おわりにあたって	29



全国相談窓口案内	35
女性センター / 婦人会館	36
婦人相談所	52
警察	55
警察のホームページ	58
犯罪被害者相談室	60
いのちの電話	61
精神保健福祉センター	62
法律扶助協会	64

【序章】

相談の現状と、その改善のために

相談者が窓口に姿をみせるとき。

それは多くの場合、よほどの事情を抱え込み、思いあまって、あるいは勇気を振り絞って相談にきたと受けとめるのが自然です。

ただそのとき、もしも相談員が暴力についての認識を欠いていたり、相談窓口をおいている関係機関がこの問題に関心であったとしたら、どうでしょうか。

相談者は二度とその相談機関におもむくことはないでしょう。そればかりか、相談そのものをあきらめてしまったり、新たな心の傷を生み出すことさえあり得るのです。

相談者のおかれている状況を改善できないばかりか、逆に相談者からの信頼を失うことにもなりかねない。そのような事態が、いま、多くの相談窓口で起きているといわれています。

この「相談員のためのハンドブック」では、相談の現場でとりわけ大きな問題となっている「二次的被害」と「相談員のケア」という二つのテーマをとりあげ、相談の現状を改善していくために、相談員、そして相談窓口をおいている関係機関が、いま、何をしていかななくてはならないのかを考えていきます。

二次的被害

「勇気をだして相談機関を訪れたのに、ひどいことを言われた。もう二度と相談したいとは思わない」といった相談者の声をしばしば耳にします。

相談者のなかには、医師や弁護士、警察官などに話してみたものの、暴力の問題として対応してもらえなかったという人がいます。また、福祉事務所や

保健所に行ってもシェルターの存在すら教えてもらえなかった人、あるいは暴力の問題を生活保護や病気の問題にすり替えられてしまった人もいます。

「離婚しないで一緒にやって行きなさい」と言われたり、「あなたの考えが甘い」「努力が足りない」という批判を受けたり、また、熟慮した末の結論だったにもかかわらず、「なぜ、子どもを置いてきたの」と追い討ちをかけるような非難の言葉をかけられたという話も耳にします。

これを二次的被害と呼びます。

暴力の怖さは、被害者のみならずそのまわりの人も影響を受け、たやすく二次的な加害者や被害者になる可能性をもっていることです。

二次的被害を負わない、そして負わせないためには、どうすればよいのでしょうか。

相談員のケア

「暴力の相談を受けた後は、圧倒されて疲れ果ててしまう」「被害者の話を聴いていると、自分のできることに限界や無力感を感じてしまう」

相談員の多くがそう訴えています。

暴力の相談は、相談員の価値観や考え方にも影響を与えます。ときには、相談者から聴いた話が頭から離れなくなり、相談員が悪夢にさいなまされることさえあります。それほど暴力の相談は、相談員にも大きな精神的負担を強いるものです。

にもかかわらず、いままで暴力の被害を聴くことによって相談員が受ける影響について、ほとんど配慮がなされてきませんでした。暴力の相談を受ける相談員自身が孤立し、バーンアウトしないようにするためにはどうすればよいのでしょうか。

【第1章】

「相談」を支える6つの視点

暴力の相談を受けるということはとても大変なことです。

非常につらい体験を聴き、苦悩にさいなまされている人を目の当たりにしなければなりません。そしてまた、コミュニティーや社会が暴力の存在を否認し、ほとんど対策を講じていないという事実も直視しなければならないからです。こういった厳しい状況のなかでは、どの相談員も、二次的被害や自分自身の心身の消耗と無縁ではありません。

本来、安全で安心できる場であるべき相談という場が、二次的被害の場となる危険性をはらんでいるという現実から目を背けずに、どうしたら、暴力を受けた相談者の心やからだを回復させ、当たり前の生活、安全で安心できる生活への見通しがたてられるよう支援していくことができるのでしょうか。

1 暴力の存在に対する「否認」という現象について認識する

【暴力や虐待は人権侵害である】

現在、わたしたちの暮らしている社会では、夫や親しい男性からの暴力が女性の人権を侵害しているという認識は非常に希薄です。

たとえば、街の中で暴力行為が起きたとしたら、その行為を見たすべての人が「犯罪」と認識するでしょう。ところが、全く同じことが家庭の中で、あるいは恋人など親しい間柄の中で起こった途端、人々は「犯罪」という認識をあっさりと捨ててしまいます。

しかし、相談員には、暴力の発生時期や被害程度等の差異にかかわらず、「暴力は犯罪だ。そこに加害者の責任と被害者の精神的・肉体的な傷があり、暴力を受けた女性は、安全で安心できる生活を破壊され、人権を大きく深く侵害されている」という認識が不可欠です。

その認識を、相談者と共有すること。そこから相談ははじまるのです。

【暴力は隠される傾向にある】

相談者が、言葉や行動で表現しないから、そこには深刻な暴力は存在しないと判断するのは誤りです。

暴力死という最悪の結果になって初めて暴力をふるわれていたことが明らかになることすらあるのですから。相談者が、目に見えるような身体的損傷を示してきたとき初めて暴力の存在を認めるのでは遅すぎます。相談者が相談員の目の前に姿をあらわしたとき、その相談者はすでに緊急性をはらんだ暴力の恐怖にさらされていると考えるべきです。そういうふうには、想像力を働かせることによってしか暴力はキャッチできません。

暴力の存在は、だれにとってもあってほしくないもの。

そのため、隠蔽、過小評価、すり替えがしばしば行われます。

被害者からの相談を受けて心理的に動揺してしまった人は、その動揺から逃れるために言いつのこともあります。「そんなことたいしたことではない」と。これは暴力の過小評価の段

階です。

さらに「酔っていたからではないか」「あなたに甘えているから」という暴力の合理化へと進み、最後には「あなたに問題があったからだ」と、責任をすり替えられることさえあります。

これは、あまりにも理不尽な残虐行為に対して、わたしたちが自己防衛しようとするためだといわれています。つまり、自分の身近で、虐待や理不尽な暴力が起きたとは信じたくないと思う気持ちがだれの心にも働くということです。

このような周囲の人の反応によって、被害者は暴力によって奪われた自分の感覚や感情への信頼を、もう一度脅かされることになります。私たち相談員も知らず知らずのうちに暴力の存在を否認する傾向があるということを忘れてはならないでしょう。

2 暴力を受けたことで起きる反応について知る

【暴力の影響】

性的虐待やドメスティックバイオレンスなど、暴力の影響は非常に深刻なものです。喪失感、侵入症状、フラッシュバック、過剰覚せいなど、PTSD（心的外傷後ストレス障害）のさまざまな症状や不安定な心理状態をひきおこします。

相談員は、こういった症状や反応について正確な知識をもち、個々の被害者への影響の違いを把握し、さらに、暴力にさらされながらも被害者が生きるために身に付けてきた個別の行動について理解することが不可欠です。

また、暴力を受けた多くの人がこのような症状を引き起こすのだということ、そして、だれもが回復する可能性をもっているのだということを相談者に伝えることも相談員の役割のひとつです。

相談者の多くは、自分と同じように暴力を受けている女性がいること、その女性たちが同じような症状に悩んでいることを知りません。自分の症状や行動、心理状態が、異常な事態に対して普通の人がみせる正常な反応なのだとことを知ることによって、相談者の心のなかに安心感が生まれます。

【逃げたくても逃げられない】

理不尽な暴力の事実を聞いた人の多くは、「なぜ逃げないのか」という疑問の言葉を口にします。しかし、相談員であるあなたが「暴力をふるわれたのなら逃げればいいのか」と思ったとしたら、暴力や虐待についてさらに学ぶ必要があります。

被害にあった女性が、加害者による恐怖の支配のために「逃げたくても逃げられない」状況に追い込まれてしまうことは、しばしば起こり得ることで

害者は、自分の行為を正当化します。

「間違いをわからせるためにやった」「おまえの態度を直すためにやった」と。さらに「単なるケンカなのに大きさに騒いだ」「ふたりの秘密にしておこう」「おまえが望んだからやった」「おまえが困るから黙っていてやる」。

加害者は、被害者の正当な感情を「もつべきではない感情だ」と言いつづけてきたのです。

「いやだと思おうのがおかしい」「このくらいで怒

るのは未熟だ」と。

そのように繰り返し言われつづけた被害者は、いつの間にか自分の心を守るために事実を覆いかくしてしまうようになります。「夫はきびしい人なので、私がだらしがないから怒るのです」「私の話し方が悪いので、夫は苛立つのです」と。

暴力をふるう夫の加害性をはっきりさせることに自責感を感じていたり、今まで一生懸命積み重ねてきた努力を放棄することに罪悪感を感じて悩んでいる相談者もいるのです。

【マイナスのレッテルをはらない】

暴力を受けることによって被害者に生ずる反応の仕方は、二つのあらわれかたに大別できます。ひとつは、さまざまな特徴的な形をとって生ずる心理的な反応。もうひとつは、アルコール依存・抑うつ状態・摂食障害・自殺企図・不眠・性的なトラブルなど被害者の生活行動の面に出てくる反応です。

心理的反応は、実に多様な形をとってあらわれます。

そのうち一例ですが、相談員が言葉をさしはさむ余地がないほど、途切れなく、たて続けに話をする人がいました。それまで、誰かに打ち明けると、きまって「それは、あなたが悪いんじゃないの」とか、「男とはそういうものですよ」などと言われつづけてきたために、相談員からも自分の話を否定されてしまうかもしれないと不安に感じていたからでした。

それとは正反対に、暴力について不自然なまでに淡々と冷静に話す人や、暴力の問題をさも

たいしたことではないと軽い調子で話す人もいます。

「わたしはわからないので教えてください」と、極端なまでに低姿勢になって話をしたある相談者は、「自分ではまともな判断なんかできっこないと、ずっと思いこまされてきました」と語っていました。

「家を出たい、出たい」とさかんに言いながら、飼っている猫をどうするかという問題を持ち出したり、家具を失うことに執拗にこだわる相談者もいます。

そういった相談者たちの姿を目の当たりにすると、性格的に優柔不断な人と思えなくなって、相談員がイライラする場面があります。

しかし、実際に家を出るといような決断をくだすまでに、この相談者には、迷ったり、ゆれたりする十分な時間や体験が必要なのです。心理的なことがらが原因で揺れたり、決断できないのかもしれないという側面に目を向けず、相談者を、ダメな人、無力な人、決断できない人とマイナスに評価するのは非常に危ないことです。

マイナスのレッテルを貼る前に、こうした反応は相談者が生き延びるための手段だったのかもしれないと考えてみるのが、問題解決への第一歩です。

3 相談者の力を引き出す

「最終的に問題を解決していかなければならないのは相談者である」という前提に立ち、相談者の本来もっている力を信じ、その力を引き出していく役割が相談員にはあります。

そのためには、まず、相談者との間に信頼関係をつくるのが最も重要です。ルールや約束ごとを確認しあい、お互いの間の境界線をはっきりさせ、相談者にとっても、相談員にとっても安全で安心できる環境をつくることから始めましょう。

安全な環境をつくる

相談者にとって相談員である私たちと一緒にいても安全であって非常に気持ちがいいと感じられることが、まず、第一に重要なことです。

相談員は、相談者が安心して安全だと感じられる環境を確保すること、そして、相談者が自分自身で安全であると感じるにはどうしたらいいのかということを一緒に話し合う必要があります。

【境界線をはっきりさせる】

相談者は自分の話に耳を傾けて、理解してもらいたいと考えています。相談員の助けを借りて、いま現在彼女が置かれている非常に混乱した状態に、なんらかの秩序を取り戻したいと考えているのです。

そこで、相談のいちばん最初の段階で、両者の関係の境界線をはっきりさせておくことが必要です。両者の関係を通じて、何ができて何ができないかを、はっきりと話し合っておくことということ。それができれば、相談者自身がこれからどうということが起きるのかということやを予期することができ、自分自身の力をとりもどすことができるからです。

たとえばどのくらいの頻度で相談者と会って話ができるのか、相談者と相談員がどのくらいの時

間を共有できるのかということも説明しておきます。もし、その人とは1回しか会わないという場合でも、「これはできます、これはできません」「私たちの役割はこういうものですよ」と明確に相談者に伝える必要があります。

聴く

「聴く」という行為の重要性を再認識する必要があります。

相談員の側にはこれまで「相談は、助言したり、情報を提供したり、保護したり、サービスや金銭的な援助があって初めてその役割を果たすものだ」といった考えが浸透していました。そのため、「聴く」という行為はあまり重要視されてきませんでした。

しかし、相談者が相談員のところにたどり着くまでに経てきたプロセスを、しっかりと受けとめて「聴く」ことこそ相談の基本です。

相談者と相談員の信頼関係をつくっていくために、相談員が「聴く」ための技術を身につけることはきわめて重要なことです。

【信頼関係をつくる】

相談者は、いろいろな人に相談したのに聴いてもらえなかったり、認めてもらえなかったことに悩んでいます。また、「おまえの言うことはたいしたことじゃない」「おまえの気持ちなんか大事じゃない」と言われつづけ、自信を失いかけています。相談員と出会って、自分の経験が暴力と認められ、しっかりと受けとめられるとほっとし、徐々にですが自分自身を肯定的にみられるようになっていきます。

「とにかく話をそのまま聴いてくれた。自分をまるごと受けとめてもらえた。そう感じられることが、わたしにとって本当の励ましになりました」と言う女性がいました。このことばには、暴力を受けた苦しみを相談員から受けとめられた安堵感と信頼感が感じられます。相談は、そこから始まっていくのです。

【エンパワーメントにつながる】

相談者の話をていねいに聴くことで、相談者のニーズやもっている力を知ることができます。また、相談者の背後にどんな経験があるのか気づくことにもなります。そして、相談者自身が自分への信頼感や肯定感を取り戻すきっかけにもなるのです。

相談者の話を敬意をもってきちんと聴くこと、それ自体が相談者に対するサポートであり、相談者の本来もっている力を引き出す、つまり「エンパワーメント」にもつながっていくのです。

そしてまた、相談者が何を経験してきたのか、何を望んでいるかをきちんと聴くことによって、相談員であるわたしたちが、これから何をしていかななくてはならないのか、その方法論を発見することもできるのです。

伝える

たとえば初めて相談に訪れた相談者に、伝えるべきメッセージは何でしょうか。

面接の始めにまず、相談のプライバシーが守られることを必ず伝えます。それから、十分に話を聴いた後に、次の三つのメッセージを伝えてください。

第一は、「暴力の存在を認める」ことです。

「あなたが体験したことは、暴力なのです。それは犯罪であり、あなたの人権を侵害したと考えられます。あなたが感じた恐怖や不安、怒りなどの感情は、暴力を受けた多くの人が感じるものなのです」と、はっきり伝えてください。

第二は、「あなたは、選択することができる」というメッセージです。

たとえば、次の例のように…。

「あなたは、逃げることもできます。法的な対応をとる方法もあります。また、決心がつくまで迷ったり悩んだりすることもできるのです。つまり、自分がどのような方法をとったらよいか自分自身で選択できるのです」と。

第三は、「相談員にはできること、できないことがある」と伝えることです。

たとえば、「あなたに必要な情報を集めるのを、お手伝いすることができます」「また、あなたが希望するならば他の相談機関に連絡をとったり、一緒に行って援助することもできます」「しかし、それができるのは毎週月曜日と金曜日に限ります」というようなメッセージです。

これらのメッセージは、相談者だけでなく相談員にも意味があります。

なぜかといえば、相談員がつねに留意していなければならない次のような諸点 (1)相談者に選択をいそがせない。(2)決定するのは相談者自身であり、相談員は選択を促すことはできない。(3)「良い選択」と「悪い選択」というような単純な二項対立の図式で状況を判断しない 等を、再確認させてくれるからです。

支える

相談にくるといふこと、そしてシェルターがあるなら入りたいという相談者の選択は、一つひとつが苦渋の選択なのです。そこに至るまでに、考えに考えた時間があります。

夫から「子どもを連れて行ったら、草の根を分けても捜し出す」と言われ、時には自分の命より大切に思う子どもをおいてこなければならぬこともあります。夫は子どもには暴力をふるわないか、祖父母やそれ以外の養育者がいるか、子どもと連絡

をとる方法があるかなど、自分が家を出たときの子どもの身の安全を心配しながら、さまざまな検討を重ね、苦しみながら次の段階へ進んでいきます。

そうした選択には、それを支える人が必要です。相談員はその役割ももっています。相談員が相談者を試す、選択を批判したり、否定することに終始するとしたら、相談者のもっている力は押しつぶされてしまいます。

相談のプロセスをつくり出すのは、相談者がもっている力です。相談者が選んだ行動や行為を支えるということは、その人のもっている力を引き出

【さまざまな教訓を残したある相談員の経験】

相談者は結婚の初めから、夫の暴力を受けていました。親は結婚に反対していましたから、実家に相談することはできませんでした。「ひどい暴力で怖い」と相談員のところにきたとき、相談員は彼女の話をしっかり聴いて、相談者がどんなことを望んでいるのか安全をはかるにはどうしたらよいか話し合いました。しかし、そのときは「もう一度やってみます。だけど、こんど決定的な暴力が起きたら、家を出ることを決心します」と言って帰りました。

それから3年たって相談者が再び現れたとき、相談員は、前回から今日までの時間の中で相談者が決心を固めるために払った努力の大きさを感じ取ることができました。「もう、彼と離れ

なければしょうがない」という見きわめをし決心をかためていることは言葉にしなくてもわかりました。3年という誓うように言い残した時間が、2回目の相談の出発点でした。「皆殺しにする」とか、「ただじゃおかない」という言葉に、本人も親族も脅迫されていました。そこで、2回目の相談は、すぐにシェルターに逃げるという段階から話が始まりました。

シェルターに入り離婚を進めていくには、経済的な問題も考えなければなりません。そこで、福祉事務所に相談に行きました。しかし、そこでの相談は相談者の決意を振り出しに戻すものでした。

「もっと努力してみたらどうか。身内に協力してもらえるのではないか」「もっと他の手段があるのではないか」「もう少し、時間をかけて検討すべきじゃないか」と、検討す

べき問題を見つけ出しては指摘するところから面接が始まりました。シェルターに入りたいという相談を、福祉事務所の相談員が試したり批判したり、さらには「シェルターはそんなに快適な場所ではない」と判断したり、あたかも入所への権限を握っているような発言が続きました。

シェルターは、時には満員で入れないこともあります。けれど、その情報をそのまま相談者に伝え、その上で第二の方法を相談者と相談員との間で考えるべきです。情報を正確に伝えずに、相談者をコントロールする態度は許されるものではありません。しかし、そういった相談が実際に行われているのです。

結果的に、相談員は福祉事務所の相談員の態度に不信感を募らせ、この相談を終結させました。

していくことにもなるのです。

4 選択肢を増やす

問題解決に役立つさまざまな知識、社会資源などの情報を伝え、相談者がより多くの選択肢の中から自己決定できるよう支援することも大切な役割です。

相談者の話を聴きとった後、相談員は自分も持っている情報や考えられる解決の方法について、ていねいに伝えていかなければなりません。ただそ

の時、それらが相談者によって選択されるかどうかは問題ではありません。それによって相談者の選択肢が一つでも多く増え、可能性が広がるのが肝心なのです。

たとえば、避難のためのシェルターを紹介する場合を考えてみましょう。

相談員は、シェルターがどのようなようすなのか、今すぐ入れるのか入れないのかといった自分が持っている情報を相談者に誠実に伝えます。

また、相談者から、家に戻って荷物をもってきたいというような相談があったとき、一律にだめと

相談者が加害者のもとへ戻るとき

加害者の暴力から逃げ、シェルターなどを利用してともかくも身の安全を取り戻した女性が一転して、「加害者のもとへ戻ります」と、決意することがあります。

このようなとき、相談員は少なからずショックを受けることでしょう。

ある相談事例を紹介します。

大けがを負うような夫からの暴力を受け続けてきた女性は、公的機関へ入所し、離婚の調停手続きもすませた頃に、「夫が謝ってきたので、その言葉をもう一度信じたい」と、家へ戻る意志を相談員に伝えました。

「相談員や弁護士から、暴力が繰り返されることを聞きました。本もたくさん読みました。殺されるかも知れないけれど、戻ります」と、彼女は言いました。その決心の背景には、親族から夫婦は添うべきだと助言があったり、子を父親のない子にしたいという思いもありました。

このようなとき、相談員はどんな対応ができるでしょうか。

【その人の自己決定を信頼する】

暴力の場へ戻るといふ自己決定に際して、わたしたち相談員の心はゆらぎます。

「どうして?」という思い、また暴力が繰り返されることへの不安、失敗感、無力感などにゆれることもあります。でも、これで相談が終結したわけではありません。もしかするとこのプロセスが、その女性が新しい生き方を見出ししていくための大きな一歩かも知れないのです。

何よりも、相談者本人の自己決定を信頼していくこと、その人の力を信じていることが最後の面接では大切になります。

判断したり、荷物はいらぬのだと決めつけるのは避けてください。家に帰ることによるリスクも考慮にいれながら、相談者の経験や資源、相談員の情報や知恵をつき合わせて、相談者の可能性を見いだしていこうとする姿勢が相談関係の信頼につながっていきます。

5 力を取り戻していく

問題解決のプロセスを踏むことで、相談者は自分の力に気づき力を取り戻していくことができます。ただ、その状態や回復のペースは一人ひとりみな違うことを相談員が理解していなくてはなりません。

相談者のエンパワーメントを引き出し、前向きに生きていく力を取り戻していく過程では、どのような対応が求められるのでしょうか。

【一人ひとりを大切にする】

相談者のニーズはそれぞれ違います。母子生活支援施設やシェルター、婦人相談所など、今ある社会資源がどの人にとっても快適な場所となるわけではありません。また、暴力の問題解決に取り組んでいく方法や相談のペースも一人ひとり異なるのが当たり前です。しかし、往々にして相談者の望まない方法を押し付けてしまったり、相談者が自分の希望を口にすると、わがままだとみなしてしまうことが多いようです。「みんな、それぞれ違っていい。〈Each has its style, each is good〉」

それが相談の原点です。現状の枠にとらわれるのではなく、さまざまな方法を相談者と相談員の双方で模索していきましょう。

【最終面接の3つのポイント】

最後の面接で、伝えるべきメッセージには3つのポイントがあります。

一つには、暴力死という最悪の事態が発生するおそれも場合によっては起こりうるということ、そして、なによりも暴力から自分の身を守ってほしいという願いを伝えることです。暴力から逃れるための情報をもって帰ると、いざというとき殺され

ないようにするにはどうすればいいかという知恵が働きます。また、自分のおかれている状況について事実を知っている相談員がいるということが、相談者にとって大きな支えになるのです。

二つめは、いつでも必要があったら再び相談してほしいと伝えることです。この一言は、非常に有効なメッセージです。相談機関とつながっているという一

本の細い糸が、その人を生かし続けることがあります。また、受け入れてもらえる場所があるという安堵感によって、何年か後であっても再相談に結びつく可能性があります。

三つめは、多くの暴力から逃れてくる女性たちのためにも、自分が相談を受けた場、シェルターなどの場を加害者に教えないでほしいという願いを伝えるべきでしょう。

【それぞれのペースを尊重する】

当たり前のことですが、人には皆、それぞれのペースがあります。

一般に、相談員が相談者に対して「もう少し、そこにとどまって頑張ってみなさい」と言ったり、逆に「すぐにでも、逃げなさい」と助言したりするときは、相談員のペースで考えた結論であることが多いものです。

相談員は、一定の時間を区切って次々に仕事をこなしていますが、相談者のほうは暴力を受けるこ

とによって通常的生活パターンが崩れてしまっていることが多いのです。

どんな人でも、なにかの拍子に通常的生活パターンが崩れてしまって、へなへなと座り込こまざるを得ない状況になってみると、まわりに人たちと自分のリズムに差のあることがおのずとわかってきます。それは、順調に元気に動いている人と、病気になった人の間でリズムやペースが大きく違っているのと同じことです。

ですから、相談員は相談者がなかなか決断がつかないことを非難したくなるようなとき、同じ一時

相談者が再び
相談活動を始めるとき

わたしたちは、相談の経過を表現するときに、「相談の中断」「相談の終結」という言い方をよく使います。そんなとき、「中断」という表現に否定的なイメージを抱いてはいないでしょうか。解決せずに相談が中断すると、それは失敗であるとみなすような思い込みをしてはいないでしょうか。

【必要な選択としての「中断」】

「相談の中断」とは、相談者がなんらかの判断で相談機関から一時遠のいて、自分で生き抜いていくことを選ぶことだと考えてみると、もっと肯定的な意味が見えてきます。

相談者は、相談活動を中断している間も問題を解決するための行動を取り続けているはずで

問題を解決するには、相談機関を利用する時期もあれば自分でやっていく時期もあるでしょう。相談を中断することは、その人が自分らしいペースを取り戻すことでもあります。中断は、その人にとって必要な選択であったととらえることができれば、再びその人が相談の場を訪れたときより良い相談が再開できるでしょう。再び出会ったとき、まず再会できた喜びを伝えてください。そして、相談を中断していた期間にその人がどうしてきたのかを聴いていきます。相談員が自分自身への信頼と相談者への信頼を保ち続けることができれば、何度でも意味のある相談の再スタートをきることができるでしょう。

【二次的被害による「中断」】

再相談には、もうひとつの場合があ

ります。相談者が相談機関で傷ついたり相談機関に不信感を抱いたために、相談することを諦めたり他の機関を訪ねたりする場合です。相談員が相談の場での二次的被害をなくそうと細心の注意をしていたとしても、相談者の期待に反する対応をしてしまうこともあり得ます。

相談者と相談員は人間として対等だとしても、相談員として相談者の前に座っているとき、その関係は決して対等ではありません。相談者と相談員の間には、その状況がもつ絶対的な条件があります。そこには避けがたい力関係があるということに敏感でなければなりません。

そして、中断した相談者について他の機関から問い合わせがあったときには、その人がもう一度行動を起こしたことを大事に受けとめて、必要な情報を伝えたいと思います。

間という相談時間を共有はしていたとしても、お互いの中にある時間の流れの違いがあることに気づく必要があります。

そのためには、相談員自身が世の中の時間の流れから一歩離れたところで自分の日常をふり返ってみたり、バリバリと働く状況から身を引いてみたりしながら、相談者のペースを押し量ることも時には必要なのではないのでしょうか。

6 相談員自身が置かれている状況や必要としていることに気づく

相談員が相談者の深い悲しみ、強い怒りに出会ったとき、たじろいだり、自分は本当に相手を理解できているのだろうかとか自責感にかられることがあります。また、相談者の感情に触発されて湧きあがってきた、自分の感情に圧倒されそうになることもあるでしょう。

暴力に直面したとき、相談員の心の中に不安が起きてきたとしてもそれはむしろ当たり前のことなのです。よりよい援助をおこなっていくためには、そうした自分自身の感情を見過ごしたりないがしろにしたりせず、相談員自身のケアにももっと注意を向ける必要があります。

【適切な援助のための自己チェック】

相談者の気持ちを受けとめ、共感しながらも冷静な判断をしていくために何が必要でしょうか。相談員が常に自分の感情に目を向けていること、自分の感情に何が起きているか点検の目をもち続けることです。

相手の価値観に反発を感じるなどのネガティブ

なものはもちろん、相談者の深い傷つきに心を揺さぶられ「何かせねば」と激しく感情が動いているとき、また、相談者の気持ちに同化してのめり込んでいると感じられるとき、「なぜ、どうして、こういう気持ちになっているのか」と、自分に問いかけてみるのが大切です。相手の感情を先取りして決めつけていないか、常に自己チェックが必要なのです。

相談員が自分の感情に無自覚なとき、自分の感情だけに基づいて判断したり、自分を落ち着かせたくて判断してしまうようなことがおこります。

たとえば、「相談者を助けなければいけない」と思っている人は、必要以上に相談者のために多くのことをしてしまいがちです。相談者が本来ならばできる能力を、相談員がそこから取り去ってしまうこととなります。もちろんそれは好意からでたことでしょう。でも本来ならば自分でできることを代わりにやってしまったら、相談者の自己決定を損なうことになり適切な援助にはなりません。そればかりか、援助がうまくいかなかった場合、相談者のせいにしてしまうことにもなりかねないのです。

【セルフケアの方法を見つける】

カンファレンスやスーパービジョンは、自分の状態を確認するために重要なものです。このような機会をもつ一方、自分が常に最善の状態で行々の相談を受けられるように、それぞれが自分なりのセルフケアの方法、ストレス対処法を見つけておくといでしょう。

まずは、自分のSOSサイン(お疲れモード)をつ

かむことでしょうか。たとえば、いつものように気軽に「おはよう」が出てこない(こんなに大変な思いをしているのに他の人はわかってくれないという孤立無援感がありませんか?)

また、ため息の連発、ひどい身体の凝り、気がつく通勤の車中でも家でも同じ相談者のことを考えているというのもサインかもしれません。

セルフケアにはいろいろな方法があります。定時で職場を出る。異分野の友人と会う。フィットネスやアロマセラピーなどリラクゼーションを活用する。スポーツで汗を流す。ときにはテニスなど攻撃的なゲームを楽しむ。一人で好きな音楽を聴く。おいしいものを食べる。自分に役立つセルフケアのリストを作っておくとよいかもしれません。あるいは特別なことをしなくても、日常生活のひとこまを心をこめて味わうだけでもいいのです。

自分自身をおろそかにしないこと、「相談」のなかで揺れ動く自分をいたわり愛すること、そこから、他者の感情に深く共感しつつもやわらかに受けとめられる自己を育てていけるのではないのでしょうか。

【一步離れて「相談」をみるゆとり】

暴力による非常に深刻な恐怖を経験している当事者からの相談をうけていると、相談員も相談者と同じ暴力のまっただなかに身をおいているような状態になり、相談者と一緒に孤立状態に陥ってしまうことがあります。

そうしたとき、相談の最初にとり決めをした

ルールや約束が守られているかどうか、また、現状にあっていられるかどうか見直してみましょう。ときには、相談の軌道修正をする柔軟な対応も求められます。

感情を揺さぶられながら、深く共感しながらも、冷静な目で状況を把握し、情報を選択し、相談者が実際に活用できる形にして、その情報をしっかり相談者へ手渡していくことが相談員に求められます。一步離れて「相談」をみることが大切です。

他機関と連携して相談員の支援ネットワークをつくるとき、特に今まで体験したことのない新しい支援を考へるときなど、上司に充分説明して理解を得る役割も相談員の仕事となります。このようなとき、相談員が冷静に状況をとらえ判断しているという姿勢が説得力をもちます。

【第2章】

相談員を支える組織のバックアップ

1 相談の 総合力

「相談」という仕事が100%の力を発揮するためには、40%の相談員の個人的な力の上に、60%の組織として相談を支える力が必要です。それが、相談の総合力です。

相談者と相談員が、安全で安心できる環境のなかで相談をおこなっていくためには、組織全体で相談員を支える必要があります。

たとえば、相談者が一時保護されたあと、加害者が相談者を探しあてるために相談を受けた機関や相談員を脅迫したり、実際に暴力行為に出たりすることがあります。そのような危機的な状況には、個人之力だけではなく組織的に対応することが求められます。

まず、暴力の加害者に対してどのような方法で誰が対応するのか、どのような事態が予想されるのか、相談者の人権や安全、プライバシーをどのように守るのかを検討し組織的に対応する体制をつくることが不可欠です。

しかし、このような危機管理への意識や準備が十分におこなわれていない組織では、トラブルが起きると相談員だけの責任として処理されてしまう例もあります。そうしたことが、組織のなかで相談員を孤立させる結果となり相談者への支援にも影響を与えます。

また、「夫婦間の暴力はたいしたことではない」「相談を受けたり対処したりする必要はない」という考え方が蔓延しているため、公共機関や、ヒューマンサービスに携わる現場でさえも、現実には暴力

の相談がもちこまれているのに相談員に向かって「何をやっているんだ」「警察もかかわらないような夫婦間の問題について、相談を受けるのはいかがなものか」と非難を浴びせる管理職がいることもあるのです。

どのような種類の相談であったとしても、相談とは処理したり決定したりといった具合に事務的には片づけられないものです。そのことが、相談員以外の同僚や上司といったまわりの人には理解しにくいようです。多くの場合、「相談は分かりにくい、見えにくい」という言葉となっただけでかえってきます。そのため、相談員の心のなかには、職場の理解やサポートが得られない、尊重されていないという気持ちが募り、相談に向き合うことの苦しさを倍増させてしまうことがあります。

相談員の苦しさには、暴力を受けている相談者の苦しさへの共感、そして相談者と向き合いながら取り組んでいく「相談」の苦しさを周囲から理解されない、支えられていないという孤立感があります。

そしてまた、相談員の雇用が「嘱託」や「非常勤」など、職場の中で弱い立場にあることが多いという現実があります。

嘱託で配置されている相談員や、いくつかの職場を兼務する相談員は、勤務日数や勤務時間が他の職員とずれているために、職場内での十分な情報交換やサポートを得にくく、組織的な相談体制をつくるのがとても難しいと感じているようです。こういったことが、結果的に「相談」の力を弱くしてしまうことにつながっています。

2 組織的なサポート

このような現実を少しでも改善していくためには、直接相談にあたる相談員以外の上司や同僚といったまわりの人たちが、相談員の不安や迷いなどの感情を受けとめたり、相談体制や相談員の雇用を見直すなど、相談を支えていくために欠かせない組織的なサポート体制を整えていく必要があります。

暴力の相談を受けるとき、どの機関であっても「組織全体で相談を受ける」というスタンスが絶対に必要です。相談は、相談員だけの仕事ではありません。その組織全体が相談を受けているという意識と支援体制が必要なのです。

それは、相談者へのより強力なサポート体制をつくるだけでなく、担当相談員および組織全体にとっても安全で有効な方法となります。

相談が、このような支援体制の中で進んでいけば相談に向き合うことの苦しさだけでなく、一緒に悩み、共感し合い、お互いに知恵を出し合ってそれを乗り越えていくという喜びを感じることができるでしょう。そして、大切な社会的な役割を果たしていくことができるのではないのでしょうか。

3 相談の体制づくりを進めるために

緊急の相談に追われ、しかも兼務であったり、非常勤であったり、囑託であったりと、立場的にも時間的にも制約の多い勤務を強いられている相

談員は、体制づくりに傾けるエネルギーも時間も非常に限られているのが現実です。

しかし、苦境にあるからこそ、相談員には相談の体制づくりが必要なのだと考えます。困難、苦しさは、相談そのものよりも、所属する組織や相談をつなげる他機関との認識の違い、社会的な無理解や制度の不備という壁に突き当たることから生じていることの方が多いのですから。

では一体、どんなふうに相談の環境や体制を変えていくという大きなことに取り組めるのでしょうか。

【めざせ相談の総合力！】

職場の上司に相談のルールを伝え共通の理解を築く

加害者が来所したときなどの対応方法を、一緒にシミュレーションしてみるとよいでしょう。

組織の管理職に相談の現場に来てもらう機会をつくる

職場の上司も同席して、日常業務を報告したり現場での課題を理解してもらいましょう。

関係機関との連絡会に出席する

警察、福祉事務所、児童相談所、保健所、病院など関係機関と積極的に情報交換し連携をつくりましょう。

職場全体で話をする場を設ける

相談の中で困っていること、悩んでいることを、ミーティングの席などでまわりの人に提起してい

きましょう。

他機関とのカンファレンス

立場が違えば認識も違って当然と考え、解決に向けて、できるだけことをしていこうという共通姿勢をつくり出していきましょう。

問題解決の方法論・活用できる資源などを開発する

さまざまな関係者の経験・情報・資源（リソース）を引き出して、新しい可能性を見い出していきましょう。

カンファレンスやスーパーバイズを相談に生かしていく

これらのバックアップ・システムに魂を入れていくのは相談員の役割といえます。できることからやってみましょう。

【加害者への対応】

女性・男性を問わず多くの相談員が、暴力の相談での加害者側から「殺してやる」などの脅しを受けて、怖いと感じた体験をもっています。暴力をふるった加害者が、相談員に報復しようと来所したり、電話をかけてきたりすることもあります。相談員自身が、身の危険を感じたり、職場を離れても「ドキドキしている」といった不安定な心理状態に陥ることもまれではありません。

しかし、相談員への暴力の危険性や、相談員が感じる恐怖感をまわりの人間が理解していない場合、加害者からの電話をそのまま相談員につない

でしまうこともあります。暴力についての相談を受け付けている機関ですら、相談員の心の状態について注意を払ったり、相談員を支援する体制をとっているところは多くありません。

組織の誰もが、加害者からの問い合わせに対しては、相談を受けているか、受けていないかも含めて「お答えできません」と対応することが必要です。これは相談の守秘義務の観点から当然のことなのですが、問い合わせの主が夫など家族である場合、守秘義務をおろそかにしやすいのが実情です。

加害者が相談機関に来所したときは、担当相談員は対応しないというルールも必要と思われる。被害者と加害者の双方の相談を相談員一人で担当することはできないことを組織全体に理解してもらわなければなりません。その上で、加害者が来所したとき、対応する人がどんなふうに加害者と話を進めればよいか、あらかじめ具体的な方法について話し合い、シミュレーションをしておくことも組織全体の取り組みを促すきっかけになります。

組織の管理職は、脅しを受けることで相談員が精神的に強いダメージを受けるだけでなく、命の危険にさらされているという認識をもつことが必要です。

【シミュレーション ～プロセスを踏む～】

相談とは、相談員が一方的に暴力の問題に対処する特別な戦略や有効な方法を提示することではありません。相談者と相談員、相談員とその属する相談機関が、様々な予測や方法を組み立て合う

プロセス（シミュレーション）を経て問題を解決していくものです。

暴力の相談をする側と受ける側が、恐怖心や、不安感について話し合い、危機意識を共有し、さまざまなリスクを確認し合う作業を通じてより確かなシミュレーションをおこなうことができます。

相談者と相談員の間で

第1章の【聴く】でふれたように、まず相談員が相談者の今までの経験、やってきたことを誠実に受けとめ質問し、相談者の話を聴きます。質問や問いかけは、たんに相談員が相談者の経験や考え方を知るためだけのものではありません。相談者に、そのおりに事態を切り抜けるために自分がとってきた方法をふりかえってもらうことで、自分自身の力を知ってもらうためでもあります。つまり、的確な質問は、相談者の内なる力を回復していくための問いかけにもなるのです。

「こういうとき、夫はこう行動する」「こういう危険がある」などといった情報を一番もっているのは、やはり相談者自身です。それら個々の情報に関して相談員は自分の経験的な判断を出していけます。そうやって、お互いにもっている情報や体験を出し合い、一つひとつの行動をシミュレーションしていくことは相談のプロセスとして重要です。

たとえば、シェルターに入った後についても、お互いに納得のいく具体的な方法を話し合っておけば相談者の不安は軽減されます。

今後の見通しや具体的な方法を相談場面で十分に話し合っておくことは、大事なことです。ときには、相談者が働く職場の上司や同僚もまじえ、どのような事態が起きると予測されるか、そのさいどのような支援や法的対応をすることが可能なのかなど、将来の生活設計も含めて話し合うこともできます。

このような相談のプロセスを経て、今後の見通しや解決方法を共有していくことにより、相談者が心の安定や自信を取り戻して現実に立ち向かう力を高めていくのです。

相談員と関係者の間で

相談を直接受けた相談員が、「こうしようと思う」とある方法を提示したとします。そのとき、相談員の中では予測する力が働いています。ですから、そんなとき同じ相談機関のまわりにいるスタッフは、「どういう理由から、そうしようと考えたの?」と問いかけてみてください。それに答えようと、相談員の頭の中にある問題解決の方法や見通しが具体的に言語化された形で姿をあらわしてきます。

そういうとき、単に「問題は起きないでしょうね」と言うだけではシミュレーションに参加した、支援したとはいえません。「こういうふうに援助すると、こうなると思う」「こういう効果がある」、あるいは「解決に向かうには、こういう支援が必要だ」というふうに、相談員の考え方がより一層明確で具体的な形をとるように、上司やまわりの関係者と相談員との間で、シミュレーションを展開させていく必要があります。

そうすることは、相談機関にとっては、「こういう予測をもってわたしたちは支援しています」とはっきりと言うことのできる、責任をもった相談システムをつくるための作業の一環ともいえるでしょう。「暴力」について相談を受けていくためには、そのような緻密な予測作業が求められます。

「暴力死」という社会的事件が起きる危険性ははらんでいる相談なので、上司や同僚など複数の目で点検し合い、協力しあう体制が必要です。ときには、スーパーバイザーの協力を求めることも大切です。

4 「相談」をわかち合う カンファレンス

一つの面接が終わったとき、「聞いていてつらかった」「怖かった」というような印象や感情をそばにいる職員に語り、他の職員が気持ちを受けとめてくれるならば、これは相談員にとって大きな心理的サポートになります。

暴力の相談は、聴く者に強い衝撃を引き起こすものであり、相談員にとっても回復の作業が必要になります。面接の後に仲間と話し合うことは、職場での日常的な相談の共有と言えます。

【いつでも緊急カンファレンスを】

相談場面で、いざというときの判断に迷ったとき、近くに相談員の仲間がいるならば、遠慮せず緊急カンファレンスを呼びかけましょう。相談を保留して相談者に待ってもらいながらも、短時間で仲間と知恵を出し合うことは相談者への支援を

充実する上で役に立ちます。

一人職場であれば、緊急に電話で相談できる仲間との関係をつくっておくことも大きな支えになります。特に、暴力の相談は一人で抱え込まないようにしましょう。

【相談員が支えられるカンファレンス】

最も必要なのは、日常の相談業務から離れたゆったりした時間を確保して、同じ相談員が集まっておこなう自分たちのためのカンファレンスです。特に一人職場の相談員は、自分の相談をふり返り発想の転換をしていくためにも、外部で行っている研究会やスーパービジョンの場に参加していくことがぜひとも必要です。

その場が相談員にとっての有効なサポートとなるには、安心して話せるよう批判をしないというルールが基本になります。その場では、相談の過程で相談員の心に生じるさまざまな揺れや感情を表現でき、仲間と分かち合えるという体験をもてることが大切です。その過程を通して、相談関係を見つめ直すとともに、相談に必要な情報や知恵を出し合って新しい選択肢を増やすことができます。さらに、新しい方法論の発見や支援方法の開発にまで話題を発展させることができれば、カンファレンスの場はたいへん貴重なサポートの場であると同時にエンパワーメントの場になります。

【組織を動かす戦略的カンファレンス】

このような安心して自分を表現できる場を確保した上で、戦略的なカンファレンスの場も必要に

なります。上司や他の業務に携わる職員を含めて
のカンファレンスは、職場での暴力に対する取り組
みを促し理解と協力を得る上で有効なものです。
相談の中で直面している困難な課題を率直に提起
して、危機への対応策など職場全体で考える機会
をつくりましょう。

時間の確保には、短時間でも会議などの議題
に食い込んでいくよう相談員から積極的に働き
かけていく努力がいきます。このような積み重
ねから、組織的なバックアップ体制ができてき
ます。まずは、相談の実態を知ってもらって、
いま、何が必要で有効なことかを一緒に考えて
いけるような小さなミーティングを提案してみ
ましょう。さらに、スーパーバイザーの協力を
得ながら広く他機関の関係者にも呼びかけてお
こなうカンファレンスは、実質的なサポートネ
ットワークをつくっていくために欠かすこと
できないものです。小さな努力から始めてしま
しょう。

【第3章】

「相談」を支える社会全体のサポート

1 他機関へ つなぐとき

相談員の多くは、相談者を他機関へつなぐとき、相当のむずかしさを感じています。そのむずかしさの一番大きな理由は、女性の現状についての認識を他の機関の担当者と一致させにくいことがあげられます。

たとえば、女性の実家の家族も脅かしを受けていて女性に援助できない状況もありえますが、生活保護の窓口では、補足性の原理（注：生活保護法 第4条<保護の補足性>は、保護の要件として第1に労働能力や資産の活用、第2に扶養義務者の扶養、他法が優先されるとする）から「まず親族の援助を得られるように努力してみてください」と言われることがあります。「いま、待ったなしの危機介入が必要だ」という相談員の判断を、とうとう最後まで、生活保護の面接者に理解してもらうことができなかったという例もありました。

警察や婦人相談所や医者との間でも、認識のズレや立場の違いは生じます。

「本当に暴力なのか」「本当に避難するほどなのか」「女性に問題があるのではないか」というやり取りが延々と繰り返されることもあります。

また、母子生活支援施設などからは、「加害者が追いかけてくるような危険な人を入所させられない」と判断されることもあります。

さらに、シェルター入所後に荷物を取りに家へ戻ることを認めるか認めないか、加害者に連

れ戻された後の再入所をどうするかなど、一つひとつの判断をめぐって相談員と関係機関がさらに理解を深める必要のある場面が数多くあります。

2 「相談」を支えあう ネットワーク

一つひとつの相談で、他機関とどのような連携をとったのか、その経験を個人の経験として終わらせず社会化していくことが大切です。

【措置権をもたないもどかしさ】

相談員は措置権（注：行政機関が社会福祉施設に要入所者を入所させる権限）をもっておらず、関係機関と交渉せずには具体的な援助をすすめられないわけですから、さまざまな場面でもどかしい思いをしている現状があります。しかし、何といても相談者に最も近い立場で、相談者がこれまで生き延びるためにさまざまな努力を重ねてきたことを聴き取っているのが相談員なのですから、非常に重要な役割を担っているといえるでしょう。相談員の判断とその根拠をいかに的確に関係機関に伝えられるかエネルギーを要するところです。

【違いを言葉にしていく】

担当者同士でやり取りするときは、私の見方、あなたの見方を言葉にして違いを明らかにし、さらに違いを埋めていく作業が必要になります。そこから共通のスタンスに立てるところを探っていきます。担当者同士での交渉には、仲

間からのバックアップがあると心強いことでしょう。機関として交渉する方法に切り替えたり、上部の組織と交渉していくことも考えましょう。

精神面へのケアの必要性などから、保健所や医療機関につなげることもあります。パトタッチして手渡すというのではなく連携して相談を共有していくという姿勢が大切です。そのようなかわりの中から、相談者を中心としたサポートネットワークが育ってくるからです。

【ネットワーク会議を開こう】

ある女性センターの相談員は、暴力被害を受けている女性への支援をめぐって福祉事務所の相談員とやりとりをしたときに、率直な意見交換ができなかったという体験をもちました。それをきっかけとして、職場で話し合い、福祉事務所とのネットワーク会議を開く企画をすすめています。他機関とのトラブルがあってもそれをチャンスに生かしていくこともできます。

お互いに話し合う機会をつくるのが、コミュニケーションを深め、ネットワークを築く重要な第一歩でしょう。その会議を形式的なものにせず、命を吹き込んでいくのが相談員の力量です。

【相談を支える器】

相談には「支える環境（holding environment）」が必要だと言われます。これを「器」と表現する人もいます。

相談者自身と相談者をサポートする相談員と、その相談員をサポートする人あるいは機関があつて、安定感のあるサポートが成り立ちます。人と人のつながりや、機関と機関のつながりをつくっていくことは、相談を支える環境を整えていく上でとても重要であることがわかります。

「相談」を支えるネットワークづくりを、相談員の大切な役割としてわたしたち自身がきちんと位置づける必要があります。

地域に相談を支えるネットワークが存在することは、女性に対する暴力を未然に防ぎ、再発を防止するための共通の認識を育て合うことに役立ち、暴力の潜在化を防ぐことにもつながります。

機関や立場が違えば、認識が異なるのは当然ともいえます。お互いの違い、守備範囲、限界をしっかりと伝え合いながら協働作業をすすめていきましょう。

3 法的な バックアップ

暴力の相談への法的なバックアップは、残念ながら無きに等しいというのが現状です。暴力の相談に大きな役割を果たしている婦人相談員の身分は、売春防止法で位置づけられたままです。被害を受けた女性の人権を擁護する法制度の整備と、婦人相談員の法的位置づけの見直しが、ぜひとも必要です。

1999年6月15日、男女共同参画社会基本法が成立し、国と地方自治体に、基本計画をつくり性差

別に対する積極的な改善措置をおこなうことが義務づけられました。今後、この法律の理念に基づいて女性の人権擁護の取り組みが進むことを期待します。

【法的対応として可能なこと】

では、今ある法制度を使って暴力の問題を解決していくには、相談者にはどのようなことが可能でしょうか。神戸弁護士会や横浜弁護士会が作成したマニュアルから要点を取り上げてみます。

たとえば、刑法204条の傷害罪、208条の暴行罪による刑事手続きをとることです。

その場合、被害者が110番通報や事後被害申告により、処罰意志を明らかにすることが必要になります。被害の程度が大きいときは刑事告訴することができます。

民事手続きでは、暫定的・仮定的になされる裁判という形での「仮処分」の手続があります。たとえば、加害者の「面談強要などを禁止する仮処分」や、連れ戻されようとしたときの「接近禁止の仮処分」、「暴力等禁止の仮処分」の命令を裁判所に出してもらうことができます。

離婚を決意したときは、離婚調停あるいは訴訟を起こすことになります。

【法的対応の現実と限界】

離婚の際、慰謝料請求の根拠として暴力被害の証拠が求められますが、被害のすべてについて診断書を取ることはとても困難です。

たとえば、こんな女性がいました。

夫からひどい暴力を受けた女性が思い余って110番通報したところ、警察官から「ご主人も謝っていることだし、ここは何とか気持ちをおさめて、。ご主人に病院に連れていってもらいなさい」といわれ、夫が付きっきりだったために、病院でも夫の暴力による怪我だとは言えなかったと言います。

離婚の決意がまだできていないとき、日々受ける暴力に対する診断書や証拠写真などを準備しておこうという気持ちにはなれないものです。

こうしたなかで、法的解決を求めて弁護士に相談する訳ですが、女性への暴力被害についての理解と知識をもつ弁護士は、残念ながらきわめて少ないといわざるを得ません。また、調停や裁判の過程で出会う調停委員や裁判官などの法律関係者も、女性への暴力の問題についての理解が十分であるとはいえないのが現状です。

【相談員の役割】

では、このような現状にあって、相談員はどのように支援していけばよいでしょうか。市役所などには無料の法律相談の窓口がよく置かれています。紹介する場合は、暴力の問題について理解の乏しい弁護士に出会うことも踏まえて、どんな専門知識を得たいか、どう尋ねるかということを整理して相談にのぞめるように、事前にシミュレーションをおこなっておくような支援ができるとよいと思います。

相談員が離婚を望んでいるときは、調停を申し立てることができますが、家庭裁判所で夫か

らの追跡や暴力被害にあう危険などを避けるためにいくつかの方策が必要です。

夫からの問い合せがあっても、相談者の住所を教えないように裁判所に依頼することや、調停の時間をずらしてもらうことなどです。より安全を図って調停の段階から弁護士をつけることもできます。

暴力の危険が高いときは、どうしても本人がでる必要がある調停日以外、代理人の弁護士だけが出頭するということができます。

弁護士を依頼するには、費用の準備が必要です。一般的には着手金と報酬でおよそ50万円かかると言われます。

法律扶助協会に依頼すると、およそ20万円の費用で、支払いは月1万円の月賦払いにすることもできます。(地域の法律扶助協会に確認してみてください。)ただし、法律扶助協会は申し込んでからの書類審査に時間がかかることと、どのような弁護士が担当になるかわからないという心配があります。

特定の弁護士に依頼し、契約した上で法律扶助協会に依頼する方法(一般的に「持ち込み」と言われる)もあります。

その場合、書類の一次審査が不要になり許可が早くおけるといったメリットもあります。

いずれにしても、法的な問題解決をはかっていくには、多額の費用が必要になること、暴力の問題に理解のある弁護士を探すこと、身の安全を確保しながら裁判を続けることなど、さまざまな困難を乗り越えなければならないのが実情です。相談員はこれらについて情報提供をお

こなしますが、相談者が法的対応を望んだとき、より適切で負担の少ない方法をとれるように、日頃から具体的な情報を集めておくことも大切です。

法律機関とのネットワークを築いておくことも、相談員の大事な仕事です。

法的対応については、弁護士会作成のマニュアルに詳しくまとめられていますので、参照してください。

【第4章】

もっと深く学びたい人へ

『生きる勇気と癒す力～性暴力の時代を 生きる女性のためのガイドブック』

エレン・バス ローラ・デイビス著

原 美奈子 / 二見れい子訳

三一書房 1997



子どもの頃に性暴力をうけ、その苦しみに耐えておとなになった女性たちが語り合うことを通して、癒しのために必要なことは何かを伝えてくれる。著者は、「被害にあった女性たちの言葉を読みながら、苦しんでいるのは自分だけではないこと、自分のせいではなかったこと、そして心の傷を癒せることに気づいたのだ」と言っている。援助に携わる人にとっても必要な知識と情報を与えてくれる本である。

『心的外傷と回復』

ジュディス・L・ハーマン著 中井 久夫訳

みすず書房 1996

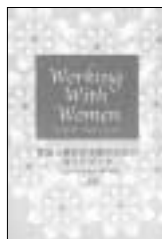


本書は、性的および家族的暴力の被害者をクライアントとする臨床研究を重ねてきた著者の20年間の集大成である。暴力がなぜ、どのように否認されるのか、被害者と周囲の人や援助者の関係においてどのようなことが起こるのか、治癒のために必要なことは何か。性暴力被害者、ナチ・ホロコーストの被害者、児童虐待、夫からの暴力被害者、戦争帰還兵などの症例をとおして、理論的、实际的に描かれている。

『Working With Women 性暴力被害者支援のためのガイドブック』

フェミニストセラピー研究会編

フェミックス 1999



米国ミネソタ州マンケイトの性暴力被害者支援センターの1カ月にわたるトレーニングプログラムをもとに構成されている。このプログラムは性暴力被害者支援ボランティアを養成するプログラムであり、援助の基本的知識が網羅されている。被害者を「救済」するのではなく、本来あるべき「当事者の自己決定をサポートする援助」を成立させるための指針が示されている。

『ドメスティック・バイオレンス 在米日本女性のたたかひの記録』

日本DV防止・情報センター編

かもがわブックレット 124 かもがわ出版 1999



1965年、まだドメスティック・バイオレンスという言葉もないころアメリカに渡り、米国人男性と結婚し、夫の暴力と、次女の別れたボーイフレンドによって次女と孫を殺されるという体験をした日本人女性の講演の記録である。その悲惨な被害から立ちあがって、社会からドメスティック・バイオレンスをなくす活動を力強く展開し、地域社会を変えてきた勇気に満ちた体験を語ったものである。

『夫・恋人の暴力から自由になるために』

ジニー・ニッキャーシー/スー・ディヴィッドソン著
翻訳：むらさき工房
発売：現代書館 発行：パンドラ 1995



「大切な人との関係を何とか良くしていきたいのに。一生懸命できるかぎりのことをしているのに。まだ努力が足りないのだろうか…。事態は少しも良くならない。こんな気持ちに出会ったら、紹介したい本である。自分に起きていること、自分が感じていることをチェックリストで確かめながら、今の夫や恋人との関係が自分に及ぼしている影響について考えることができる。

『もし、強姦の被害にあったら』
心理 医療 法律』

東京・強姦救援センター 1997



自分や身近な人が性暴力にあったとき、被害者が責められることなく適切な援助を受けることができるように書かれたブックレット。強姦とは性的な関係ではなく、性行為という形をとった暴力であることを明記している。被害後にあらわれる心理状態、援助者がしてはいけないこと、ケガや性感染症への対処、法律や手続きなど、実際の知識が得られる。

『援助者のためのドメスティック・
バイオレンス対応の手引き』

執筆者：戒能民江、原田恵理子、吉浜美恵子、
竹下小夜子、渡辺智子、稲呂恭子
神奈川県立かながわ女性センター 1999



「勇気をもって声を上げようというメッセージが女性に向けられる。しかし、相談したことがわかればもっと危険になることもある。具体的な解決につながらなかったことも多い。どこが安心して相談できるところなのか、どんな援助をしてくれるのか、その情報さえない。心身疲れ果てて相談に行くエネルギーもない。女性たちは声を上げられる環境が整わなければ、沈黙は破れない」援助に携わる人は、この状況を頭に入れておこう。女性たちが安心して声をあげられる環境をつくり、生きのびるための具体的な援助を提供するため役立つ知識や情報がまとめられている。

『エンパワメントと人権 こころの力のみなもとへ』

森田ゆり著 解放出版社 1998



エンパワメントとは「力をつけること」ではない。力のある者がいないものにもそのパワー - のおすそ分けをするのでもない。誰もが潜在的にもっているパワーや個性をふたたび生き生きと息吹かせることである。すべての人がもつそれぞれの内的な資源(リソース)にアクセスすることである。自分の大切さを信じる心が生き返る本である。

『センス・オブ・ワンダー』

レイチェル・カーソン著 上遠恵子訳
新潮社 1996



「沈黙の春」の著者レイチェル・カーソンが甥のロジャーと一緒に海辺や森の中を探索し、星空や夜の海をながめた経験をもとに書かれた作品である。

自然の美しさや神秘をじっと観察し、あらゆる生きものが互いにかかわり合いながら暮らしていること、どんな小さな生命でも大切なことを感じとらせてくれる。ところどころに差し込まれた林や海辺、空などの写真と、美しい文章にこころが癒されるようである。

DV解決支援マニュアル 法律編

日本DV防止・情報センター



日本DV防止・情報センターは、ドメスティックバイオレンス(DV)が個人的な要因に基づく個人的問題ではなく、社会的な解決を要する問題だという基本認識のもとに、人々のDVへの理解を深め、その解決のために設立されたNPOである。本書は、現状でのDVの法的解決の可能性と問題点について書かれている。

『ひとりでできるこころの手当て
～私はわたしのカウンセラー』

八巻香織著 ティーンズポスト編
1998 ビクターブックス



「私」が「私」と対話しながら、「私」への理解を深め問題解決への糸口をつかんでいく。自分の捉え方や自己肯定感、自分と他人とのつながりについて、ワークページなども利用しながらゆっくり考えることができる。イラストの表情が言葉を超えて心を表現していて、子どもから大人までわかりやすく読める。

ハンドブックをまとめるに当たって、私たちはまず「生きる勇気と癒す力」を読み合うことから始めました。この本から、回復の過程を妨げないための知識や理論を学び合い、それがハンドブックを支える大きな柱になりました。

心に伝わる日本語に訳してくださった原さんと二見さんに感謝します。

おわりにあたって

ともに歩む会 代表

1 わたしの 相談ヒストリー

女性相談の深刻さ・根深さに向き合った23年間

【「辞令一枚」で向き合った

女性のための相談の世界】

福祉職（ケースワーカー）として23年前に「婦人相談担当」の辞令が交付された当時は、シェルター（緊急一時避難所）もドメスティック・バイオレンス（D・V＝夫や恋人からの暴力）という言葉もありませんでした。もちろん、激しいストーカー（つけまわす）行為に対する「接近禁止」という法的支援もない時代でした。

夫の追跡・つけまわし行為に対して、当時は「離婚していないのだから、まだ夫婦だ。とりあえず戻って話し合うべきだ」と関係者から説得されることが多かったのです。女性たちは、「それみろ、おれの言う通りだろ」と夫に詰め寄られて、身動きできない状態に追い込まれていました。暴力から避難した女性たちは、このような関係者の判断・解釈に困惑し立ち往生していたといえます。

ストーカー行為に対する法的支援として「接近禁止の仮処分」が出されるようになったのは、ごく最近のことです。

相談者が、何とか女性のための相談の場へたりついて、男性たちの言動に抑えこまれて、再び暴力の日常へ連れ戻されてしまうという状況のなかで、女性たちの声は社会に届かないまま沈黙を強いられていました。

「女性に対する暴力」は、言葉も認識も社会的

支援策もまったくない状況の中で厳然と存在し猛威を振るっていたのです。

何の予備知識もないまま、辞令一枚で「女性に対する暴力」と向き合った瞬間から、関係者の判断や解釈、男性たちの暴力的な言動に触発されて、わたしの「猛勉強」が始まりました。

ものの道理を求めて「民法」を繰り返し読み直しながら、女性たちが直面している、困難や疑問を解く具体的な解決策を探し続けました。相談者とともに女性の視点から「判断や解釈の仕直し作業」が数年間続いたのです。

当時、女性の視点から解説されている「参考書」は皆無でした。まして、ジェンダーの視点など、法律の分野にも女性のための相談の分野にも存在していませんでした。自分たちで「これはおかしい」と直感したことを、一つひとつこれまでの解釈の仕直しもしながら力をつけていく作業が必要だったのです。当時、相談者とともに続けた「判断や解釈のし直し作業」が、どんなに大事であったか改めて痛感しています。

現実的な支援プログラムの開発も緊急課題でした。学んできた既存の社会福祉・ソーシャルワークの理論や実践論をはるかに超える現実が、待たなしの状況で待ちかまえていたからです。

辞令交付を受けて1年経過すれば職種を変更することも、2年経過すれば再び異動希望を出すことも可能でした。しかし、わたしは女性のための相談の現場にとどまり続けました。女性たちが直面している問題の深刻さ、根深さに無関心ではいられなくなったのです。不条理の世界、社会的矛盾の「るつぼ」でしたから。

「暴力」という形であられる社会的・文化的差別構造が、一人ひとりの女性の生活・健康・生き方、そして人生そのものを直撃している現実を知り、連綿と続いて来た女性問題の根っ子が拡大されて見えてくるにしたがって、なにかしなければならぬという思いが募ってきました。

窓口はあっても、具体的な問題解決の場も、現実的な支援方法もない、無い無いづくしの女性のための相談の現場で、わたしのたどり着いた結論は「シェルターをつくろう」ということでした。

日本には民間女性シェルターのモデルが無かったため、海外の先駆的な活動に学びながら試行錯誤を重ねる日々が続きました。福祉現場の仲間と一緒に多くの労力と知恵と時間を費やし、実現したのが1985年のことです。

シェルターができたことで、女性のための支援プログラムは飛躍的に発展し、問題解決力を高めていったといえるでしょう。日本で初めて誕生したシェルターは、現在も、多くの女性たちの避難の場・問題解決の場として貴重な活動を続けています。

2 女性相談のイメージ

「女性に対する暴力」の相談に向き合うとき

【相談は、自分らしい感覚と感情を回復する場】

女性のための相談は、何よりも「理不尽な暴力の中で女性が加害者から奪われた自分らしい感覚と感情を回復する場」として位置づけたいと思い

ます。

「自分が感じていたことを信じていいんですね。当たり前感覚、自然な感情なんですね」と、相談者が自分自身への肯定感・信頼感をしみじみと体験できる場ともいえます。

決して「批判されない」「否認されない」「過小評価されない」「指示されない」安全な場であること - 女性のための相談の存在価値はそこにあります。暴力という犯罪行為が、猛威をふるう過酷な日常生活の中で、自分らしい工夫や努力を続けながら生き抜いてきた女性への、敬意と共感をもって話を聴く。相談の基本はこれにつきます。

敬意と共感をもって話を聴くという相談の知性が機能しなければ、相談の専門性も生まれません。相談者の話を全身全霊の関心をもって聴く場 - これが「女性のための相談」の基本的イメージと言えるでしょう。

相談とは、相談員の考え方や価値観をさしはさむ場ではなく、あくまでも相談者の話に耳を傾けることに集中し、解決の方向を一緒に見出していく場です。これは、相談員としての個性（人柄・人間性・価値観など）を抑圧することではなく、むしろ成熟した人間としての自律心を磨いていくプロセスともいえます。つまり相談者とともに歩むこと。このプロセスをわたしは「気づきの相談」と表現しています。

専門的な理論や知識を学ぶ機会に恵まれ、十分な情報を蓄積できる立場にある相談員の気づきがなければ問題解決の方向をともに切り開くことはできません。

ある相談者から届いた手紙は次のように書かれ

ていました。

「何度も何度も打ちひしがれるようなことを言われました。なぜあんなに自分の考えを押しつけるのでしょうか。暴力を受けているのは私なのです。私の話をちゃんと聴いているのだろうか？」と疑いました」と。

「女性に対する暴力」は、周囲の人たちの理解がなかなか得られません。そのため、女性の心の傷となって深刻なPTSD（Post-traumatic Stress Disorder：外傷後ストレス障害）状態に至って、相談に来られることも少なくありません。

女性のための相談は、トラウマ（心の傷）に対するセラピーの場ではありませんが、相談者がおかれている状況、直面している問題、心の痛手等について理解と認識を深める必要があります。そうした努力の積み重ねがなければ、相談員が相談者に対する「二次的加害者」になる危険性があるのです。

相談の場における「二次的加害」は、暴力をますます潜在化させてしまう要因と言われています。相談員はこのことにこそ最も敏感でありたい、自覚的でありたいと思います。

聴いたことを理解していないのなら、十分に聴いたことにはならない。

こちらが理解したということが相手に伝わってなければ、理解しても役立たない。

情報が相手の意思決定に役立たないなら、それを伝えることは無意味である。

『性暴力被害者支援のためのガイドブック』頁84より
（フェミニストセラピー研究会・編集発行）

【相談は、人と人をつなぐ場】

相談者は多くの場合、加害者によって他者との関係を断ち切れ、孤立を強いられている状態で相談に来られます。相談者が自分への肯定感・信頼感を相談の場で体験できたとき、「相談できてよかった」という実感のあるメッセージを相談員へ伝え、初めて相談の「信頼」が生まれます。相談者と相談員がつながる瞬間です。

相談はひとことでいえば“出会い”と表現できるでしょう。個人的出会いとしてではなく、社会的出会いということです。相談者自身が社会的支援を求めて社会的行動を選択した、まさに相談活動は相談者にとってソーシャルアクションといえるでしょう。

また、相談者にとって相談は、基本的権利の行使と言いかえることもできます。暴力によって、その人にとっての健康で文化的な最低限度の日常生活が、つまり自分らしい生き方が破壊されたのですから、相談活動は当然の選択といえます。このように、相談活動を基本的権利であると位置づけたとき、相談の現場に配置されている相談員の存在は極めて重大な意味をもっています。相談者は権利の主体者として、相談の場に登場するわけですから…。

相談の場は、相談者にとって人生のターニングポイントとなるべきものです。その場で「濃密なプライバシー」を媒体として、生々しいやりとりをする相談員に対して、専門性に裏打ちされた質の高い相談の展開が求められます。職業倫理が厳しく問われるのも基本的権利と直結

しているからです。相談の場で決して人権侵害があってはならないのです。

ある相談者から届いた手紙には次のように書かれていました。

「暴力を振るわれている無様な自分の姿を想像することはつらいこと。他人に話すことは情けないこと。たとえ相談員であってもわかってもらえないと思っていました。でも、暴力について話し合っているうちに、加害者がいるからこそ起きたんだ、責任は加害者にあるんだということに気づいて、これまでのように、自分を責めたり後悔したりしないで済みました。無様だとか、情けないとか思っていた自分の姿は、暴力の中でわたし自身が生き抜くための工夫や努力だったんだと素直に思えるようになりました」と。

否定感から肯定感へ - 孤立から連帯へのプロセスが、相談の場で積み上げられた結果でしょう。相談者と相談員の個と個の関係が、相談の場でしっかりとつながっていけば、さまざまな情報・社会制度・自助グループ・新たな関係者などとも出会いが生まれ、相談者のネットワークがどんどん大きく育っていきます。そこには、権利の主体者である相談者を支援する相談のシミュレーション、マネージメント、コンサルテーションが十分に機能している姿があります。この相談イメージをわたしは『エンパワーメント相談』と表現しています。エンパワーメントは女性政策の重要なキーワードであると同時に、女性のための相談にとっても大切なキーワードであるということがいえます。

3 広く話し合える 場を求めて

多様な相談の世界

「芸は一代限り」と語っていた地唄舞の武原はんさんの対談に出席したことがあります。弟子を迎えずに自分一代できわめる舞であると、覚悟を決めていたからこそ、「昨日より今日、今日より明日やで」と舞の心を求めて独自の世界を切り開く厳しい努力が終生続けられたのでしょう。

昨年、95歳で逝去された直後にテレビで特集がありました。久しぶりに「美しい舞姿」を堪能し、奥深い舞の世界を垣間見る機会に恵まれました。その中で最も印象に残ったのは次の一言です。

「技術はいくらでも盗めばいいが、あなたの舞はあなた自身の舞でなければならない」。

相談員もまた自分らしい相談の世界を切り開いていく努力が必要でしょう。10人の相談員がいれば10人の相談の世界が存在し、10人の実践があつてよいと思います。相談はヒューマンサービスの中でも、いまだ専門的な理論や実践論が形成されていない分野と言ってもよいでしょう。

だからこそ私たちは、ソーシャルワーク、カウンセリング、セラピー等の理論や実践を応用しながら、時には医療モデルから学びながら、試行錯誤のプロセスを今日まで続けてきています。

ソーシャルワーク、カウンセリング、セラピーなどの隣接分野には理論的背景があり、専門的療法、スキルがあります。スーパービジョンやコンサルテーション機能も研究が進み、専門家が存在しています。

しかし、相談の分野には独自の研究者や専門家が存在していないという厳しい現実があります。多くの場合、広域分野から研究者や専門家を捜して、スーパービジョンやコンサルテーションの場を企画するという方法がとられています。そのため「共通しているけれども相談の現場には何かピッタリこない」という問題が生まれてきます。私は「何か微妙に違う」という「違いの感覚」に注目してきました。「微妙に違いを感じる五感」に深い関心を寄せて、誠実に向き合ってみたいという考えを強くしています。そこにこそ“相談とは何か”という命題を解くカギが秘められているように思えるからです。

今、相談の現場に最も求められているもの、問われているもの、それは応用力ではないでしょうか。各分野の理論や実践を学びつつ、相談の現場でどのように独自の展開をするか。これこそ相談の力量・相談の総合力といえます。

一人ひとりの相談員の多様な実践を信頼し、新しい試みを積み重ねながら切り開かれた地平に、相談の知が見えてくるように思えます。相談員としてのさまざまな経験・実践を持ち寄って広く話し合える場が、来たる21世紀にはぜひ必要となるでしょう。

4 「ハンドブック」が生まれるまで

沈黙の時代から相談の時代へ

この「ハンドブック」は、自助グループのように、安全で安心して語り合える場を幾度も積み重ね、一人ひとりの女性が自分の体験を自らのことばで自由に語りあうなかで生まれました。オムニバス映画のように、アンソロジーのように、それぞれの語り合いの場が、別々の流れをたどりながら一つにつながっていくプロセス。それは、わたしたちにとって貴重な経験でした。

「暴力」の被害を受けた女性（当事者）と相談員が、共通の本を読み合いながら、じっくりと語り合ったこともありました。また、同じ本を読んで「手紙」や「電話」という形で参加してくれた女性たちもいます。

さらに、女性のための相談の現場で、苦労を共にしている相談員が集り時間をかけて率直に語り合う機会もありました。

語り合いの場に参加してくれた女性たち、相談の場で出会った女性たち、さまざまな方法と場で、女性たちが主体的に参加したのです。この「ハンドブック」は、彼女たちが自分の体験を自らのことばで語ってくれた、その貴重なことばの一つひとつを可能な限り反映させながら、「ともに歩む会」がまとめたものです。

ここに具体例を二つ報告したいと思います。

- (1) 『生きる勇気と癒す力』を読み合い、語り合うという新しい試みの中で、当事者も相談員も共に力づけられ癒され、そして今、何をしたいかが見えてきました。何かの基準にあてはめるのではなく、自分の心の声に聴くこと。つまり回復のプロセスは一人ひとり違っていいんだということに気づきました。

信頼できる本・安心して読める本が、一人ひとりの回復へのプロセスを支えてくれることを体験し、お互いに語り合えてよかったと実感しました。この本が伝えてくれる大切なメッセージを、この「ハンドブック」の構成や内容にかしました。

- (2) 相談員同士が率直に語り合う場では、従来の「ケース検討」や「ケース研究」のような方法ではなく、また専門的な理論や知識や情報を媒体とするのではなく、相談員である わたし 自身が相談の現場で体験したこと・感じたことを、わたし の言葉で語り合いました。

当事者の話を誠実に聴く立場にある相談員として、あいまいな第三者としてではなく、当事者性を大切に語り合いたいと願ったからです。

「ハンドブック」には、同じ趣旨のメッセージが繰り返し登場していますが、あえて整理をしない方法でまとめてあります。現実の相談の場でも、繰り返し繰り返し寄せては引き、引い

ては寄せる波のように、揺れ動く姿があります。繰り返すことこそが、人間の自然な営みではないでしょうか。

繰り返しながら、揺れ動きながら、自分らしい方法を選択して、再出発の道を歩いていった多くの女性たちの後姿に、熱いエールを送りつづけてきた相談員として、「ハンドブック」も人間の自然な営みに近いイメージでつくりたいと考えたのです。

この「ハンドブック」が、組織的なバックアップもない厳しい状況の中で、「ひとり仕事」として、あるいは「移動仕事」として、相談の現場で努力している相談員の皆さんの手許に届き、一人ひとりの相談員の手によって、十分に生かされ分かち合えることを願っています。

そして、相談者が当然の権利として、相談の場を自由に自分らしく活用しながら、再出発の道を歩んでくださることを祈りたいと思います。

代表：土井良 多江子
(元横浜市 福祉事務所 婦人相談担当)

編集：須藤 八千代
(横浜市福祉事務所ソーシャルワーカー)

浜田 房子
(横浜市保健所ソーシャルワーカー)